

主張の概要

訴訟を起こして歯科技工士を守る会

代表 脇本 征男

- 1 歯科技工士法（以下「法」という。）17条1項は、歯科医師又は歯科技工士でない者（以下「無資格者」という。）が「業として歯科技工を行（う）」ことを禁じている。また、法18条本文は、歯科技工士が歯科技工を行うためには、「歯科医師の指示書によらなければならない」とされている。そして、各条項に違反した者に対しては刑罰が課される（法28条2号、32条2号）。
- 2 近年、日本国外の無資格者に補てつ物等を作成させる業者が増えている。

日本国内において無資格者が歯科技工を行うことは、法17条で禁止されている。ところが、日本国外において無資格者が歯科技工を行なうことについては、法はあくまでも日本国内に妥当し日本国外にはその効力は及ばないことから、直ちに同法違反にはならないとされている。

しかし、日本国外での無資格者による歯科技工を放置しておくことは、歯科技工士の資格を設けて歯科技工の業務を適正に運用しようとした法の目的（法1条）それ自体を根底から崩すことになる。また、粗悪な素材により、未熟な者が作成した補てつ物等が輸入され歯科医療の用に供されるおそれもあり、公衆衛生の観点からも問題である。
- 3 厚生労働省医政局歯科保険課長の各都道府県衛生主管部（局）長宛ての「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」と題する通達（平成17年9月8日医政歯発第0908001号。以下「平成17年通達」という。）において、歯科医師が海外の補てつ物等を治療に使う場合には、患者に対する十分な情報提供と、患者の理解と同意を得ることを求めている。

この通達は、日本国外で作成された補てつ物等の品質確保の観点から出されたものである。しかし、同通達内容を実施することで真に補てつ物等の品質が確保されるのか疑問であるのに加え、日本国外における無資格者による補てつ物等の作成を許容している点で大いに問題がある。
- 4 歯科医療においては、歯科医師は特定の患者に対する補てつ物等の作成を歯科技工士に指示をし、歯科技工士はその指示に従って補てつ物等を作成し、歯科医師はその作成された補てつ物等をその特定の患者に装着するということが当然予定されている。したがって、歯科技工は歯科医療の一環として行われるのであり、歯科医師の指示は

歯科技工にとって必要不可欠なものである。

そうだとすれば、法が無資格者の歯科技工を禁じているということは、その前提として、歯科医師が無資格者に歯科技工を指示することも許されないはずである。

法17条は、無資格者が「業として歯科技工を行(う)」ことを禁じているが、歯科医師が無資格者に対して歯科技工を指示する行為については、直接には禁止していない。しかし、同条の趣旨に照らすならば、歯科医師は、無資格者に対して歯科技工を指示することは禁じられるべきであり、それは法17条が直接規定はしていないものの、条理上禁止されていると解するのが相当である。

したがって、厚生労働省としても、歯科医師が無資格者に対して歯科技工を指示することを許容する内容の通達を発することは、前記条理上の禁止規範に照らして許されない。

ところが、平成17年通達は、歯科医師が無資格者に対して歯科技工を指示することを許容することを前提としている。これは、条理上の前記禁止規範に反するものであり違法な通達といえる。

- 5 原告らは、いずれも歯科技工士である。法は、歯科技工士として必要な知識及び技能について試験を行い(法11条)、試験に合格した者に対して免許を与え(3条)、免許を有していない無資格者が歯科技工を行うことを禁じている(法17条)。それにより、歯科技工士としての地位が確保するとともに、歯科技工士により作成された良質な品質の補てつ物等を国民に提供することを確保しようとしたのである。したがって、歯科技工の業務が適正に運用され(法1条)、良質な品質の補てつ物等を国民に提供するためにも、歯科技工士の法的地位がきちんと確保されていることが不可欠である。

ところが、平成17年通達は、日本国外で補てつ物等を作成することを許容していることから、日本国外で補てつ物等を作成し輸入している業者らは、同通達を根拠に歯科医師らに対して日本国外での歯科技工を斡旋している。すなわち、平成17年通達が出されたことで、日本国外での無資格者による補てつ物等の作成が促進されており、それにより歯科技工士である原告らは精神的苦痛を被っている。その苦痛は、少なくとも一人あたり金100万円は下らない。

- 6 よって、原告らには国に対して、海外委託による歯科技工が禁止されることにより、歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認と、国家賠償法1条に基づき、金100万円の損害賠償を請求するものである。

以上